

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
--------------	---

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1 1	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職域などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
施策目標	1 1-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること *重点評価課題8（健康寿命）
個別目標 1	健康づくり対策（栄養・食生活）を推進すること	
	(評価対象事務事業) ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業） ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）	
個別目標 2	健康づくり対策（身体活動・運動）を推進すること	
	(評価対象事務事業) ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業） ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）	
個別目標 3	健康づくり対策（たばこ・アルコール）を推進すること	
	(評価対象事務事業) ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費） ・たばこ対策促進事業費	
個別目標 4	健康づくり対策（糖尿病・循環器病）を推進すること	
	(評価対象事務事業) ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業） ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）	
個別目標 5	がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること	
	(評価対象事務事業) ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費 ・がん対策推進特別事業費（平成20年度で終了）	
施策の概要（目的・根拠法令等）		

## 1. 目的等

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促すものである。

また、がんによる死亡者の減少を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法に基づく「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定）等により、がん対策を総合的かつ計画的に推進するものである。

## 2. 根拠法令等

○健康増進法（平成14年法律第103号）

○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）

○21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）（「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」健発第0430002号・平成15年4月30日（別添））

○がん対策基本法（平成18年法律第98号）

○がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）

主管部局・課室 健康局総務課生活習慣病対策室、健康局総務課がん対策推進室

関係部局・課室

## 2. 現状分析（施策の必要性）

我が国では、近年、急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しており、これら生活習慣病に係る医療費は、国民医療費の約3割となっていることから、疾病の一次予防に重点を置いた施策により、地域の住民の健康づくりを効果的に推進することが重要である。

特に、がんは、我が国において昭和56年から死因の第1位であり、がん対策基本法及び同法に基づくがん対策推進基本計画により、「がんによる死亡者数の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を目指し、専門医等の育成を含めた放射線療法及び化学療法の推進などに取り組むことが重要である。

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

（達成水準／達成時期）

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H16	H17	H18	H19	H20
1	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少率（40～74歳）（単位：％） 男性 （10％以上／2012年）かつ （前年度以上／平成20年度）	-	-	-	-	集計中
	女性 （10％以上／2012年）かつ （前年度以上／平成20年度）	-	-	-	-	集計中
3	糖尿病有病者数（単位：万人） （1000万人／2010年）かつ （前年度以下／平成20年度）	-	-	820	890	集計中
4	がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少（単位：人口10万対） （20％／平成28年度）かつ （前年度同程度／平成20年度）	94.9	92.4	90.0	88.5	集計中

（調査名・資料出所、備考）

・ 指標1及び2は、平成20年度から新たに実施された特定健康診査により把握が可能となる。

- ・ 指標1及び2については、平成20年度の数値を集計中であり、平成21年11月頃に公表予定である。
- ・ 指標3は、国民健康・栄養調査（健康局総務課生活習慣病対策室調べ）による推計値である。平成20年度の数値については現在集計中であり、公表時期は未定である。
- ・ 指標4は、がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。  
また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成20年の数値は現在集計中であり、平成21年度中を目途に公表予定である。

【参考】国立がんセンターがん対策情報センター ホームページ

(<http://ganjoho.jp/public/statistics/pub/todofuken02.html>)

参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況（40～74歳）（単位：万人）					
1	男性	1,400	1,350	1,385	集計中	集計中
2	女性	560	550	560	集計中	集計中

（調査名・資料出所、備考）

- ・ 指標1及び2は、国民健康・栄養調査（健康局総務課生活習慣病対策室調べ）による推計値である。平成19年の数値については現在集計中であり、平成21年8月頃に公表予定である。また、平成20年数値についても現在集計中であるが、公表時期は未定である。

#### 施策目標の評価

##### 【有効性の観点】

平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」（厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会）によると、健康づくりに関する各種の指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことや、都道府県や市町村において健康増進計画の策定が進んできたことにより、脂肪エネルギー比率や女性の肥満者の割合の増加に歯止めがかかっている一方で、男性の肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時の値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの取組状況が全体として必ずしも十分ではない点が見られると評価できる。

また、がんの年齢調整死亡率については、年々減少しているところである。

##### 【効率性の観点】

生活習慣病対策を効率的に実施する上で重要なことは、地域の実情に応じた対策を講じることと、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせることであり、そのための「食事バランスガイド」「エクササイズガイド」「禁煙支援マニュアル」といった最新の科学的知見に基づき作成したツールを各都道府県等に提供し、各都道府県等が事業を立案する上での参考にしてもらうとともに、メタボリックシンドローム予防戦略事業やたばこ対策促進事業により各自治体の取組を支援するなど、地域の実情に応じた対策が実施できる体制を整備している。また、平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせた生活習慣病対策を実施している。

さらに、がん対策を効率的に推進するためには、その先導役としてがん診療連携拠点病院における機能の一層の強化や、都道府県において「都道府県がん対策推進計画」に基づき、地域の特性等に応じた施策を実施する必要がある。そのため、がん診療連携拠点病院機能強化事業により、拠点病院においてがん医療従事者への研修、がん患者等への相談支援等を実施するとともに、がん対策推進特別事業（平成20年度で終了）により、地域の特性に応じた事業への支援などの対策を推進している。

##### 【総合的な評価】

生活習慣病対策を一層推進するため、平成20年度から、健やか生活習慣国民運動や特定健康診査・特定保健指導などの新たな取組を開始したところである。これらの取組は、まだ緒に就いたばかりであり、引き続き推進していくとともに、既存の事業についても、実施状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら実施していく。

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
健康づくり対策（栄養・食生活）を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	20歳代女性のやせの者の割合 （単位：％） （15％以下／2010年）かつ （前年度以下／平成20年度）	21.4	22.6	21.7	25.2	集計中
2	肥満者の割合（単位：％） 20～60歳代（男性） （15％以下／2010年）かつ （前年度以下／平成20年度）	29.0	29.3	31.6	集計中	集計中
	40～60歳代（女性） （20％以下／2010年）かつ （前年度以下／平成20年度）	24.6	24.6	24.1	集計中	集計中
3	成人の野菜の1日当たりの平均摂取量（単位：g） （350g以上／2010年）かつ （前年度以上／平成20年度）	267	293	303	290	集計中
4	朝食を欠食する人の割合（単位：％） 中学、高校生（12～17歳） （0％／2010年）かつ（前年度以下／平成20年度）	6.2	7.1	9.8	集計中	集計中
	男性（20歳代） （15％以下／2010年）かつ （前年度以下／平成20年度）	34.3	33.1	30.6	28.6	集計中
	男性（30歳代） （15％以下／2010年）かつ （前年度以下／平成20年度）	25.9	27.0	22.8	30.2	集計中
（調査名・資料出所、備考） ・ 指標1から4は、国民健康・栄養調査（健康局総務課生活習慣病対策室調べ）による。平成20年の数値については現在集計中であるが、公表時期は未定である。 ・ 指標2及び4の一部については、平成19年の数値を現在集計中であり、平成21年8月頃に公表予定である。						
個別目標1に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から） 健康づくり対策（栄養・食生活）の推進により、栄養バランスのとれた食事を規則正しく摂る食習慣が身に付くことが期待される。厚生労働省が実施してきた施策によって、40～60歳代の女性における肥満者の割合や20歳代男性における朝食を欠食する人の割合の増加に歯止めがかかっており、健康づくり対策の推進に寄与しているものの、目標の達成には十分でない点もあると評価できる。 また、食生活は地域において特色があるため、国が最新の知見に基づき作成した効果的なツール（食生活指針、食事バランスガイド）を都道府県等へ情報提供し、地域の実情を把握している都道府県等が効果的なツールを活用し具体的な事業を行うことで、効率的に推進していると評価できる。						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名	健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業）					
平成20年度	100百万円（補助割合：[国1/2][都道府県等1/2]					

予算額等	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	82百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>メタボリックシンドロームの予防には、子どもころから健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、健全な食生活や運動習慣を身につけることが重要であり、また、個人の生活習慣の改善には、ポピュレーションアプローチとして社会全体がその取組を支援していくことが必要であるため、若年期や壮年期をターゲットとした肥満予防対策の積極的な取組を実施している都道府県等に対して補助を行うものである。健康づくりの取組を国が実施するだけでなく、住民に身近な行政機関である都道府県等においても取り組むことにより、効果的に展開することができる。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	150	182	100
予算上事業数等 箇所数(箇所)	-	-	5	20	37
事業実績数等 箇所数(箇所)	-	-	3	25	40
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>平成19年度の実施箇所数は、25都道府県だったところ、平成20年度は、事業対象に保健所設置市及び特別区を加えたため、30都道府県、10市区、計40となり、平成19年度に比べ、都道府県は5、全体では15増加した。</p> <p>補助対象を増やしたことによって、より多くの国民に対して生活習慣改善のための取組が実施された。</p> <p>しかしながら、目標を達成するためには、さらに多くの国民が健全な食生活や運動習慣を身につけることが重要であることから、都道府県等が事業を企画する際の参考となるよう、栄養・食生活に関する地方自治体の好事例をホームページに掲載するなど情報提供を行い、実施箇所数の拡大に向けた取組を実施していくこととしている。</p>					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	生活習慣病予防対策推進費(健やか生活習慣国民運動推進事業費)				
平成20年度 予算額等	39百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])				
平成20年度 決算額	39百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動(「健康日本21」)」を展開しているが、平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」では、「総花的でターゲットが不明確であること」等が課題として指摘された。</p> <p>本事業は、中間評価を踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を実施するためのものである。「健やか生活習慣国民運動」は、人々が日常生活の中で「健やかな生活習慣」の爽快感を実感し自ら行動変容を行うことにより生活習慣病を予防することをねらいとしている。</p> <p>平成20年度は、キックオフイベントを開催するなど、「健やか生活習慣国民運動」の周知・定着を図った。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
第3次国民健康づくり運動(「健康日本21」)と関連する新たな国民運動である。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	-	42	39

予算上事業数等 箇所数(箇所)	-	-	-	1	1
事業実績数等 箇所数(箇所)	-	-	-	1	1
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>平成20年11月7日～9日までの3日間にわたり、東京都内(赤坂サカス)においてキックオフイベントを開催し、3日間で延べ約10万人の来場者があった。来場者のうち、約1,800人に対してアンケートを行ったところ、回答者の約8割から「生活習慣を改善する気になった」との回答があった。</p> <p>また、国民運動の取組の一環として、地方自治体における優れた取組事例をまとめた冊子を作成し都道府県等へ配布するとともに、ホームページ上に掲載し、普及啓発を図った。</p> <p>キックオフイベントのアンケート結果から一定の成果はあったと考えられるが、「健やか生活習慣国民運動」をさらに推進していくため、平成21年度に今後の国民運動の推進戦略を策定し、その戦略に基づき国民運動を展開していくこととしている。</p>					

<b>個別目標2</b>						
健康づくり対策(身体活動・運動)を推進すること						
<b>個別目標に係る指標</b>						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	日常生活における歩数(単位:歩) 男性 (9,200歩以上/2010年)かつ(前年度以上/平成20年度)	7,532	7,621	7,486	7,321	集計中
2	日常生活における歩数(単位:歩) 女性 (8,300歩以上/2010年)かつ(前年度以上/平成20年度)	6,446	6,620	6,631	6,267	集計中
3	運動習慣者の割合(単位:%) 男性 (39%以上/2010年)かつ(前年度以上/平成20年度)	30.9	30.7	30.2	29.1	集計中
4	運動習慣者の割合(単位:%) 女性 (35%以上/2010年)かつ(前年度以上/平成20年度)	25.8	28.2	28.1	25.6	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標1から4は、国民健康・栄養調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による。平成20年の数値については現在集計中であるが、公表時期は未定である。						
個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
健康づくり対策(身体活動・運動)の推進により、運動習慣のある国民が増えるなど、国民の生活習慣の改善に繋がることを期待する一方、運動習慣者の割合に関しては、達成状況が経年的にも90%を超えており、健康づくり対策の推進に寄与しているものの、目標の達成には十分でない点もあるため、今後は平成20年度から開始した「健やか生活習慣国民運動」や特定健康診査・特定保健指導の取組を引き続き推進していくとともに、既存の事業についても、実施状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら実						

施していくこととしている。

また、運動施設やスポーツクラブ、ウォーキングロード等の気軽に運動が行える環境が地域により異なるため、国が最新の知見に基づき作成した効果的なツール（エクササイズガイド2006）を都道府県等へ情報提供し、地域の実情を把握している都道府県等が効果的なツールを活用し具体的な事業を行っており、効率的に推進していると評価できる。

#### 個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名 健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業）（再掲）

平成20年度  
予算額等 100百万円（補助割合：[国1/2][都道府県等1/2]）  
一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

平成20年度  
決算額 82百万円

実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他（ ）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

個別目標1を参照。

政府決定・重要施策との関連性

個別目標1を参照。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	—	—	182	100
予算上事業数等 箇所数（箇所）	—	—	—	20	37
事業実績数等 箇所数（箇所）	—	—	—	25	40

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

個別目標1を参照。

#### 個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名 生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）  
（再掲）

平成20年度  
予算額等 39百万円（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]）  
一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

平成20年度  
決算額 39百万円

実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他（ ）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

個別目標1を参照。

政府決定・重要施策との関連性

個別目標1を参照。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	—	—	42	39
予算上事業数等 箇所数（箇所）	—	—	—	1	1
事業実績数等 箇所数（箇所）	—	—	—	1	1

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

個別目標1を参照。

#### 個別目標3

健康づくり対策（たばこ、アルコール）を推進すること

個別目標に係る指標		H16	H17	H18	H19	H20
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	喫煙している人の割合(単位: %) ----- 中学1年(男性) (0%/2010年)かつ(前 回調査以下/平成20年度) ----- 高校3年(男性) (0%/2010年)かつ(前 回調査以下/平成20年度) ----- 中学1年(女性) (0%/2010年)かつ(前 回調査以下/平成20年度) ----- 高校3年(女性) (0%/2010年)かつ(前 回調査以下/平成20年度)	3.2 ----- 21.7 ----- 2.4 ----- 9.7	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----
2	分煙を実施している公共の場の割 合(単位:%) ----- 都道府県 (100%/2010年) ----- 政令市等 (100%/2010年) ----- 市町村 (100%/2010年) ----- 保健所 (100%/2010年)	100 ----- 100 ----- 89.7 ----- 100	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----
3	分煙を実施している職場の割合 (単位:%) (100%/2010年)	-----	-----	-----	-----	-----
4	飲酒している人の割合(単位: %) ----- 中学3年(男性) (0%/2010年)かつ(前 回調査以下/平成20年度) ----- 高校3年(男性) (0%/2010年)かつ(前 回調査以下/平成20年度) ----- 中学3年(女性) (0%/2010年)かつ(前 回調査以下/平成20年度) ----- 高校3年(女性) (0%/2010年)かつ(前 回調査以下/平成20年度)	16.7 ----- 38.4 ----- 14.7 ----- 32.0	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----	----- ----- ----- -----
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び指標4は、平成16年度未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査(厚生労働科学研究)によるものであり、平成16年度のみ把握可能である。</li> <li>指標2は、平成16年度地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)によるものであり、平成16年度のみ把握可能である。</li> <li>指標3は、平成14年労働者健康状況調査(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、平成14年度のみ把握可能である。</li> </ul>						
(参考・健康日本21策定時におけるベースライン値)						
指標1 (中1男)平成8年度 7.5% (高3男)平成8年度 36.9% (中1女)平成8年度 3.8% (高3女)平成8年度 15.6% 指標2 (都道府県)平成12年度 89.4% (政令市等)平成12年度 95.9% (市町村)平成12年度 50.7% (保健所)平成12年度 95.5%						

指標3	職場	平成9年度	40.3%	平成14年度	55.9%
指標4	(中3男)	平成8年度	25.4%	(高3男)	平成8年度
	(中3女)	平成8年度	17.2%	(高3女)	平成8年度
					51.5%
					35.9%
(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)					
<p>国が最新の知見に基づき作成した効果的なツール(禁煙支援マニュアル)を都道府県等へ情報提供するとともに都道府県の担当者に対して研修を実施し、地域の実情を把握している都道府県等が地域の関係者と連携した具体的な事業を行っており、効率的に推進していると評価できる。</p> <p>未成年で喫煙や飲酒をしている人の割合は減少傾向にあり、また、公共の場及び職場における分煙の実施状況はほぼ目標を達成しているが、目標の達成に十分でない点もあるため、今後は平成20年度から開始した「健やか生活習慣国民運動」や特定健康診査・特定保健指導の取組を引き続き推進していくとともに、既存の事業についても、実施状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら実施していくこととしている。</p>					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名 たばこ対策促進事業費					
平成20年度	46百万円(補助割合:[国1/2][都道府県等1/2])				
予算額等	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度	41百万円				
決算額					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約の批准国としてたばこ対策を着実に推進するため、未成年者の喫煙防止対策や受動喫煙防止対策等のたばこ対策に関する積極的な取組を実施している都道府県等に対して補助を行うものである。健康づくりの取組を国が実施するだけでなく、住民に身近な行政機関である都道府県等においても取り組むことにより、効果的に展開することができる。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後)					
(百万円)	—	15	16	46	46
予算上事業数等					
箇所数(箇所)	—	47	47	47	134
事業実績数等					
箇所数(箇所)	—	16	31	32	62
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>平成20年度から、対象箇所に保健所設置市を加えたことにより、地域連携を図って普及啓発を行う体制が整ってきたが、今後実施箇所数が増えてきた場合の予算措置について検討していく必要がある。</p> <p>また、目標を達成するためには、引き続きホームページによる情報提供やイベントによる普及啓発活動を含め更なる啓発活動が重要である。</p>					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名 生活習慣病予防対策推進費(健やか生活習慣国民運動推進事業費)(再掲)					
平成20年度	39百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])				
予算額等	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度	39百万円				
決算額					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
個別目標1を参照。					
政府決定・重要施策との関連性					
個別目標1を参照。					

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	-	42	39
予算上事業数等 箇所数(箇所)	-	-	-	1	1
事業実績数等 箇所数(箇所)	-	-	-	1	1
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
個別目標1を参照。					

個別目標4						
健康づくり対策(糖尿病、循環器病)を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	定期健康診断等糖尿病に関する健康診断受診者(単位:万人) (6,860万人以上/2010年)	5,850	-	-	集計中	-
2	糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率(単位:万人) 男性 (100%/2010年)	-	-	-	集計中	-
3	糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率(単位:万人) 女性 (100%/2010年)	-	-	-	集計中	-
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は国民生活基礎調査(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、3年ごとの調査のため、平成16年度のみ把握可能である。平成19年度の数値については現在集計中であるが、公表時期は未定である。</li> <li>指標2及び3は、糖尿病実態調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)によるものであり、5年ごとの調査のため、平成14年度のみ把握可能である。平成19年度の数値については、国民健康・栄養調査において現在集計中であり、平成21年8月頃に公表予定である。</li> </ul>						
(参考・健康日本21策定時におけるベースライン値)						
指標1 平成9年度 4,573万人 指標2(男性)平成9年度 66.7% 平成14年度 74.2% (女性)平成9年度 74.6% 平成14年度 75.0%						
個別目標4に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
平成20年度から、保険者において生活習慣病に着目し、健診後のフォローアップを充実させた特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動を展開しており、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの両面から生活習慣病対策を効率的に実施していると評価できる。一方、糖尿病に関する健診受診率が向上するなど、改善傾向にあり、健康づくり対策の推進に寄与しているものの、目標の達成には十分でない点もあるため、今後は平成20年度から開始した「健やか生活習慣国民運動」や特定健康診査・特定保健指導の取組を引き続き推進するとともに、既存の事業についても、事業の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら実施していくこととしている。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名   健康的な生活習慣づくり重点化事業(メタボリックシンドローム予防戦						

	略事業) (再掲)				
平成20年度 予算額等	100百万円(補助割合:[国1/2][都道府県等1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	82百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
個別目標1を参照。					
政府決定・重要施策との関連性					
個別目標1を参照。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	150	182	100
予算上事業数等 箇所数(箇所)	-	-	5	20	37
事業実績数等 箇所数(箇所)	-	-	3	25	40
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
個別目標1を参照。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	生活習慣病予防対策推進費(健やか生活習慣国民運動推進事業費) (再掲)				
平成20年度 予算額等	39百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	39百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
個別目標1を参照。					
政府決定・重要施策との関連性					
個別目標1を参照。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	-	42	39
予算上事業数等 箇所数(箇所)	-	-	-	1	1
事業実績数等 箇所数(箇所)	-	-	-	1	1
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
個別目標1を参照。					

個別目標5						
がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	2次医療圏ごとのがん診療連携拠点病院の整備率(100%/平成21年度、かつ、100%/平成20年度)	23.6%	36.5%	37.0	79.9%	98.0% 【98.0%】

2	2次医療圏ごとの相談支援センターの整備率(100%/平成21年度、かつ、100%/平成20年度)	-	-	-	42.2%	98.0% [98.0%]
3	放射線療法の実施体制を整備しているがん診療連携拠点病院の割合(100%/平成23年度、かつ、前年度以上/平成20年度)	-	-	-	-	-
4	外来化学療法の実施体制を整備しているがん診療連携拠点病院の割合(100%/平成23年度、かつ、前年度以上/平成20年度)	-	-	-	-	-
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標は、がん診療連携拠点病院から厚生労働省への現況報告の集計結果による。</li> <li>指標1及び2については、平成19年度末現在の医療圏数をベースとしており、平成21年4月1日現在で、整備率100%を超えている。</li> <li>指標2については、平成18年4月1日から、相談支援センターの設置を、がん診療連携拠点病院の指定要件としたことから、平成19年度から算出可能。</li> <li>指標3及び4については、平成20年4月1日から、放射線療法及び外来化学療法の実施体制の整備を、がん診療連携拠点病院の指定要件としたことから、平成21年度から算出可能。</li> </ul> <p>(参考) がん診療連携拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療を提供することを目的として、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が指定する病院。</p>						
<p>個別目標5に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)</p> <p>がん診療連携拠点病院が実施する、専門的な知識及び技能を有する医師等を対象とした研修並びにがん医療に関する相談支援及び情報提供等の実施体制の整備を支援し、がん診療連携拠点病院の機能強化を図るとともに、地域の特性に応じ都道府県が実施する事業に対し支援を行うことなどにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進しているところであり、この結果、2次医療圏におけるがん診療連携拠点病院や相談支援センターの整備率が、ほぼ100%に近づいていることから、有効な施策を推進しているといえる。</p> <p>また、放射線療法及び外来化学療法の実施体制の整備について、平成20年4月1日から、がん診療連携拠点病院の指定要件としたことから、その整備のための支援を引き続き行う必要がある。</p> <p>今後も引き続き、がん診療連携拠点病院の機能強化を中心として、がん対策の一層の推進を効率的に図っていく必要がある。</p>						
<p>個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価</p>						
<p>事務事業名 <u>がん診療連携拠点病院機能強化事業</u></p>						
平成20年度 予算額等	<p>3,055百万円(補助割合:[国1/2又は定額][都道府県等1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )</p>					
平成20年度 決算額	<p>2,507百万円</p>					
実施主体	<p>本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(がん診療連携拠点病院)</p>					
<p>事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)</p> <p>全国あらゆる場所における、専門的ながん医療の提供及び地域のがん診療の連携協力体制の構築等を目指して、がん診療連携拠点病院における専門的な知識及び技能を有する医師等を対象とした研修並びにがん医療に関する相談支援及び情報提供等の実施体制の整備を支援するもの。</p>						
<p>政府決定・重要施策との関連性</p> <p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)及びがん対策推進基本計画(平成19年6月15日閣議決定)に基づき実施。</p>						

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	—	962	1,670	3,055
予算上事業数等 箇所数	—	—	195	280	358
事業実績数等 箇所数	—	—	109	277	345
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>がん診療連携拠点病院の箇所数増加に伴い、平成19年度の151施設に対し、平成20年度は351施設において事業が実施されたことから、より多くの地域において、がん医療水準の向上が図られた。</p> <p>今後、本事業が十分活用されるよう、都道府県と十分な調整を行う必要がある(平成21年度予算については、予算成立後に各都道府県担当者からのヒアリングを実施)。</p>					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	がん対策推進特別事業費(平成20年度で終了) (行政支出総点検会議による個別指摘該当事業)				
平成20年度 予算額等	956百万円(補助割合:[国1/2][都道府県1/2]又は[国10/10](特別事業)) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	227百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(がん診療連携拠点病院)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>がん対策基本法が成立し、都道府県は、都道府県がん対策推進計画の策定が義務づけられるとともに、がんの予防の推進など必要な施策を講ずるものとされたことから、都道府県が同計画の策定を推進し、同計画に基づき都道府県が新たに実施することとなった事業や、地域の特性等に応じた施策の実施を支援することにより、がん対策をさらに推進するもの。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
がん対策基本法(平成18年法律第98号)及びがん対策推進基本計画(平成19年6月15日閣議決定)に基づき実施。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	—	—	1,485	956
予算上事業数等 箇所数	—	—	—	47	47
事業実績数等 箇所数	—	—	—	12	40
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>都道府県がん対策推進計画の策定を推進するため、本計画に基づく、地域の特性に応じた事業に対する予算補助を行ってきたところであるが、都道府県がん対策推進計画については、現在46都道府県において策定され、ほぼ目標が達成できたと考えられることから、事業の見直しを図り、本事業については、廃止したところである。</p>					

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1	目標達成率 0%
指標2	目標達成率 0%
指標3	目標達成率 0%
指標4	目標達成率 0%
(目標達成率を算定できない場合、その理由) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び2は、平成20年度から新たに実施された特定健康診査により把握が可能となり、平成20年度の数値は現在集計中であるため。</li> <li>指標3及び4については、平成20年度の数値を現在集計中であるため。</li> </ul>	
2 評価結果の政策への反映の方向性	

i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) 生活習慣病対策を一層推進するため、平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開しているところである。これらの取組は、まだ緒に就いたばかりであり、また、既存の事業についても、実施箇所数が拡大傾向にあるなど、これまでの取組が実を結びつつあるため、引き続き実施していく。
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○） (施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由)

## 6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当 (1) 有・無 (2) 具体的記載
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (1) 有・無 (2) 具体的内容 ・平成21年1月18日第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説「やさしく、しかも効率的な医療・介護サービスを実現する「健康長寿」。」（抜粋） ・「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）（抜粋）「がん対策推進基本計画」に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。
③審議会の指摘 (1) 有・無 (2) 具体的内容 厚生労働科学審議会地域保健健康増進栄養部会 「総花主義的でターゲットが明確になっておらず、「誰に何を」が不明確であるとともに、目標達成に向けた効果的なプログラムやツールの展開も不十分であった。さらに、政府全体、産業界を含めた社会全体として健康づくりを国民運動化するための取組が不十分であった。」（「健康日本21」中間評価報告書（平成19年4月10日）より抜粋）
④研究会の有無 (1) 有・無 (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当 (1) 有・無 (2) 具体的状況
⑥会計検査院による指摘 (1) 有・無 (2) 具体的内容
⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。